



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年9月16日火曜日 第2606号

◇ 目 次 ◇

保安林の指定施業要件を変更する旨の掲示に係る掲示.....	(森林整備課) ...	771
保安林の指定施業要件の変更予定.....	(") ...	771
介護員養成研修事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	771
道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）.....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	772
道路の供用開始（県道柳沢新谷停車場線）.....	(") ...	772

告 示

○愛媛県告示第1065号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成26年6月愛媛県告示第715号及び第716号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年9月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
大洲市肱川町山鳥坂5215、5218	松山市越智町117番地7 前野里美	森林所有者
大洲市肱川町山鳥坂5632	香川県善通寺市南町二丁目1番1号 宮本敏秀	"
喜多郡内子町立石2129、2140	上浮穴郡小田町大字立石926番地 上木幸衛	"
大洲市肱川町名荷谷1671	喜多郡肱川町大字名荷谷甲1328番地 大野隆盛	"
大洲市肱川町大谷805、935、1415	喜多郡大谷村1125番地 小中元良	"
大洲市肱川町大谷932、1442	大洲市肱川町山鳥坂224番地 三浦秀典	"
大洲市肱川町大谷933	喜多郡肱川村大字大谷505番地 矢野堤	"
大洲市肱川町大谷1416	喜多郡肱川町大字大谷963番地 矢野堤	"
大洲市肱川町大谷934の3、937、938	喜多郡肱川村大字大谷409番地 岩岡シゲル	"
大洲市肱川町大谷2157の1、2157の3、2157の7から2157の9まで、2157の16	喜多郡肱川村大字大谷1529番地 兵頭マサコ	"
喜多郡内子町立石2809	上浮穴郡小田町大字立石34番戸 山岡福太郎	"
喜多郡内子町立石2862	上浮穴郡小田町大字立石19番戸 大田惣四郎	"
喜多郡内子町中川2294の1	上浮穴郡小田町大字中川2186番地 後藤オクエ	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1066号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項により告示する。

平成26年9月16日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和58年8月18日農林水産省告示第1485号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1067号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成26年9月16日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 月 年
株式会社ほわいと	松山市小坂三丁目3番33号	介護職員初任者研修課程	平成26年9月9日

○愛媛県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙609番1から 同市喜多山乙605番2まで	旧	メートル 6.1～6.9	キロメートル 0.055	
			新	8.2～11.8	0.055	

○愛媛県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年9月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市喜多山乙624番5から 同市喜多山乙609番1まで	平成26年9月16日